

複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項  
の適用に係る手引き

令和8年4月

神奈川県内広域水道企業団

## はじめに

本手引きは、業務委託契約（工事請負契約及び計画調査委託契約を除く）に関し、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項の適用について」、賃金水準の変動による契約金額の変更額（以下、「スライド額」という。）の算定方法や企業団及び受注者間における協議等の進め方について、整理したものである。

### 1 概要

本スライド条項は、業務委託契約の締結後において、賃金水準となる労務単価が一定以上変動した場合に、企業団又は受注者の申出により契約金額の変更を請求できる制度である。

### 2 適用対象契約

適用対象契約		複数年にわたる業務委託契約のうち、直接人件費の割合が高い下記の業務委託を対象とする。ただし、基準日以降、残りの履行期間が2か月以上ある契約に限る。 ・施設の運転・維持管理業務 ・施設の清掃 ・警備（正門管理、ただし機械警備は除く）
契約金額の変更方法	対象	履行開始日から12か月経過した基準日以降の残業務量に対する人件費、物品費、業務管理費、並びに一般管理費が対象。従業員数の変動等その他の原因による積算額及び見積、歩掛の変更は対象としない。
	請求者の負担	残契約金額の1,000分の15（1.5%）

### 3 請求日及び基準日等

#### （1）請求日

企業団が、受注者からの契約金額の変更協議（以下、「スライド協議」という。）の請求を受理した日（企業団が請求する場合にあっては受注者が当該請求を受領したことを確認できた日）とする。

#### （2）基準日

原則、請求月の1日とする。ただし、契約日が1日でない場合は、翌月1日とする。

※2回目以降の請求については、契約日を問わず、原則、請求月の1日とする。

#### （3）残りの履行期間

基準日以降の履行期間とする。

#### 4 スライド額の算出方法

スライド額は、「(1) 企業団設計書により算出する方法」を基本とするが、直接業務費等に見積を採用している場合は、「(2) 最低賃金変動率により算出する方法」とする。なお、変動後の残委託金額は最新の単価により算出する。

##### (1) 企業団設計書により算出する方法

スライド額は基準日時点の未履行期間について、次式により算出する。

$$\text{スライド額} = \left( \begin{array}{c} \text{P2} \\ \text{(変動後残委託金額)} \\ \text{※賃金水準の変動を最新の単価により算出} \end{array} - \begin{array}{c} \text{P1} \\ \text{(変動前残委託金額)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{受注者負担分} \\ \text{(P1} \times 1.5\%) \end{array} \right) \times \text{落札率}$$

- ・ P 1 (変動前残委託金額) : 企業団の当初積算額 (再スライドの場合は、前回スライド時の P 2 とする。) から基準日時点の出来形数量に相当する積算額を控除した残委託金額
- ・ P 2 (変動後残委託金額) : 変動後の賃金水準を基礎として算出した P 1 に相当する額
- ・ 受注者負担分 : P 1  $\times$  15/1,000 (1円未満を切捨て)
- ・ 落札率 : 契約金額 (税抜) / 予定価格 (税抜) (小数点第 5 位を四捨五入)

##### (2) 最低賃金変動率により算出する方法

直接業務費等に見積を採用している運転管理業務や維持管理業務などの場合に適用する。

スライド額は基準日時点の未履行期間について、次式により算出する。なお、変動後の残委託金額に「最低賃金変動率 (厚生労働省)」を乗じた金額を加算することにより算出する。

※変動後残委託金額 (P 2) = 変動前残委託金額 (P 1)  $\times$  (1 + 最低賃金変動率)

$$\text{スライド額} = \left( \begin{array}{c} \text{P2(変動後残委託金額)} \\ \text{P1(変動前残委託金額)} \times \text{最低賃金変動率} \\ \text{(神奈川県)} \\ \text{※賃金水準の変動を最低賃金変動率により算出} \end{array} - \begin{array}{c} \text{P1} \\ \text{(変動前残委託金額)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{受注者負担分} \\ \text{(P1} \times 1.5\%) \end{array} \right) \times \text{落札率}$$

- ・ P 1 (変動前残委託金額) : 企業団の当初積算額 (再スライドの場合は、前回スライド時の P 2 とする。) から基準日時点の出来形数量に相当する積算額を控除した残委託金額
- ・ P 2 (変動後残委託金額) : 変動後の賃金水準 (最低賃金変動率による算出) を基礎として算出した P 1 に相当する額
- ・ 受注者負担分 : P 1  $\times$  15/1,000 (1円未満を切捨て)
- ・ 落札率 : 契約金額 (税抜) / 予定価格 (税抜) (小数点第 5 位を四捨五入)

(3) スライド額算出にあたっての留意事項

- ・スライド請求を複数回行う場合、スライド額の算出も上記と同様に行う。その場合、基準日における契約金額には、それまで実施したスライド額を含むものとする。
- ・最低賃金変動率は、厚生労働省が公表する最低賃金時間額を基準に、次式により算出する。

$$\text{最低賃金変動率} = \frac{([\text{変動後}] \text{神奈川県最低賃金時間額} - [\text{変動前}] \text{神奈川県最低賃金時間額})}{[\text{変動前}] \text{神奈川県最低賃金時間額}}$$

※〔算出例〕 R6.4 契約 → R8.4 スライド基準日 の場合 (神奈川県)

$$\begin{aligned} \text{最低賃金変動率} &= \frac{(\text{R7 最低賃金時間額 } 1,225 \text{ 円} - \text{R5 最低賃金時間額 } 1,112 \text{ 円})}{\text{R5 最低賃金時間額 } 1,112 \text{ 円}} \\ &= 0.1016\cdots \Rightarrow 0.102 \quad (\text{※小数点第4位を四捨五入}) \end{aligned}$$

- ・スライド額の算出にあたって生じた小数点以下の取扱いは以下のとおりとする。

最低賃金変動率 : 小数点第4位を四捨五入

受注者負担分、消費税及び地方消費税の相当額 : 1円未満を切捨て

上記以外の計算時に生じたもの : 1円未満を四捨五入

## 5 スライド額の計算例

(1) 企業団設計書により算出する方法 < 3年間の長期継続契約 >

- ・12か月経過後にスライド請求
- ・落札率 : 0.9000 (小数点第5位を四捨五入)

項目	変動前残委託金額 (P 1)	変動後残委託金額 (P 2)	備考
直接人件費	12,000,000 円	13,000,000 円	新単価を用いた積算により 算出
直接物品費	3,580,000 円	3,880,000 円	
業務管理費			
一般管理費			
計	15,580,000 円	16,880,000 円	

変動前残委託金額 (P 1)	15,580,000 円
変動後残委託金額 (P 2)	16,880,000 円
受注者負担分 (1.5%)	233,700 円 (P 1 × 1.5%) 1円未満を切捨て
スライド額 (税抜)	959,670 円 ((P 2 - P 1 - 受注者負担分) × 落札率)
スライド額 (税込)	1,055,637 円 (消費税及び地方消費税の相当額)

(2) 最低賃金変動率により算出する方法 < 3年間の長期継続契約 >

- ・ 12か月経過後にスライド請求
- ・ 落札率：0.9000 (小数点第5位を四捨五入)
- ・ 最低賃金変動率 (神奈川県)：0.054 (小数点第4位を四捨五入)

項目	変動前残委託金額 (P1)	変動後残委託金額 (P2)	備考
直接人件費	12,000,000円	12,648,000円	最低賃金変動率による算出
直接物品費	3,580,000円	3,772,000円	
業務管理費			
一般管理費			
計	15,580,000円	16,420,000円	

変動前残委託金額 (P1)	15,580,000円
変動後残委託金額 (P2)	16,420,000円
受注者負担分 (1.5%)	233,700円 (P1 × 1.5%) 1円未満を切捨て
スライド額 (税抜)	545,670円 ((P2 - P1 - 受注者負担分) × 落札率)
スライド額 (税込)	600,237円 (消費税及び地方消費税の相当額)

## 6 スライド額の協議 (受注者から請求する場合)

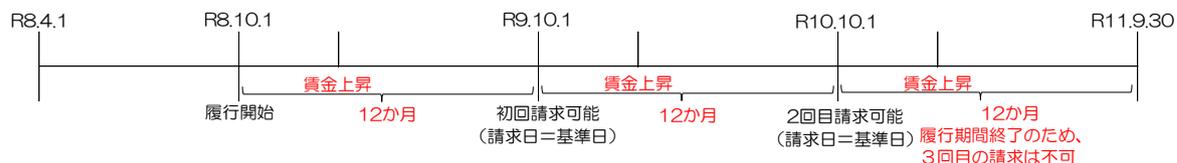
### (1) スライド額の確認 (企業団及び受注者)

契約変更の事務手続きを円滑に進めるため、スライド協議請求可能日の1か月前 (履行開始日から11か月経過後) を目途に、契約変更を希望する受注者からの申出により、企業団と受注者で事前打合せを行い、今後の手続きの進め方を確認のうえ準備を進めること。

#### 【スケジュール例】

契約日：令和8年10月1日

履行期間：令和8年10月1日から令和11年9月30日 (36か月) の場合



初回スライド協議：令和9年10月1日から請求可能 (請求日 = 基準日となる)

2回目スライド協議：令和10年10月1日から請求可能 (請求日 = 基準日となる)

## (2) スライド額の請求（受注者）

スライド協議の請求は、履行開始から12か月（2回目以降は前回スライド基準日から12か月、以下同じ）経過後、いつでも請求可能である。受注者は、請求可能日以降速やかにスライド協議の請求書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項による契約金額の変更について（請求）」（様式1）を企業団に提出すること。

なお、請求に際しては、残りの履行期間が基準日から2か月以上あること。

## (3) スライド額の基準日及び協議開始日の設定（企業団）

企業団から受注者に対し、スライド額の基準日及びスライド協議開始日について、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項による協議の開始日について（通知）」（様式2）により通知する。

## (4) スライド額の協議（企業団及び受注者）

算出したスライド額について、企業団と受注者で「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項の規定による契約金額の変更について（協議）」（様式3）により協議を行う。内容に異議のない場合は、受注者は回答期日（スライド協議開始日から14日後（休日含む）とする。）までに「承諾書」（様式4）を企業団に提出すること。回答期日までに承諾書の提出がない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、企業団から受注者に対し「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項の規定による契約金額の変更について（通知）」（様式5）によりスライド額を通知する。

※スライド額を算出した結果、スライド額が受注者負担分を超えない場合は、スライド額＝0円として、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項の規定による契約金額の変更について（通知）」（様式6）により協議を行う。この場合、変更契約は行わない。

なお、3年目以降の再スライドについても、上記と同様に取り扱うものとする。

## 7 変更契約

企業団と受注者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結する。

## 8 賠償金等

賠償金、損害金又は違約金については、契約金額を基に算出するため、本制度適用により契約金額を変更した場合、変更後の契約金額を基に算出する。

## 9 実施時期

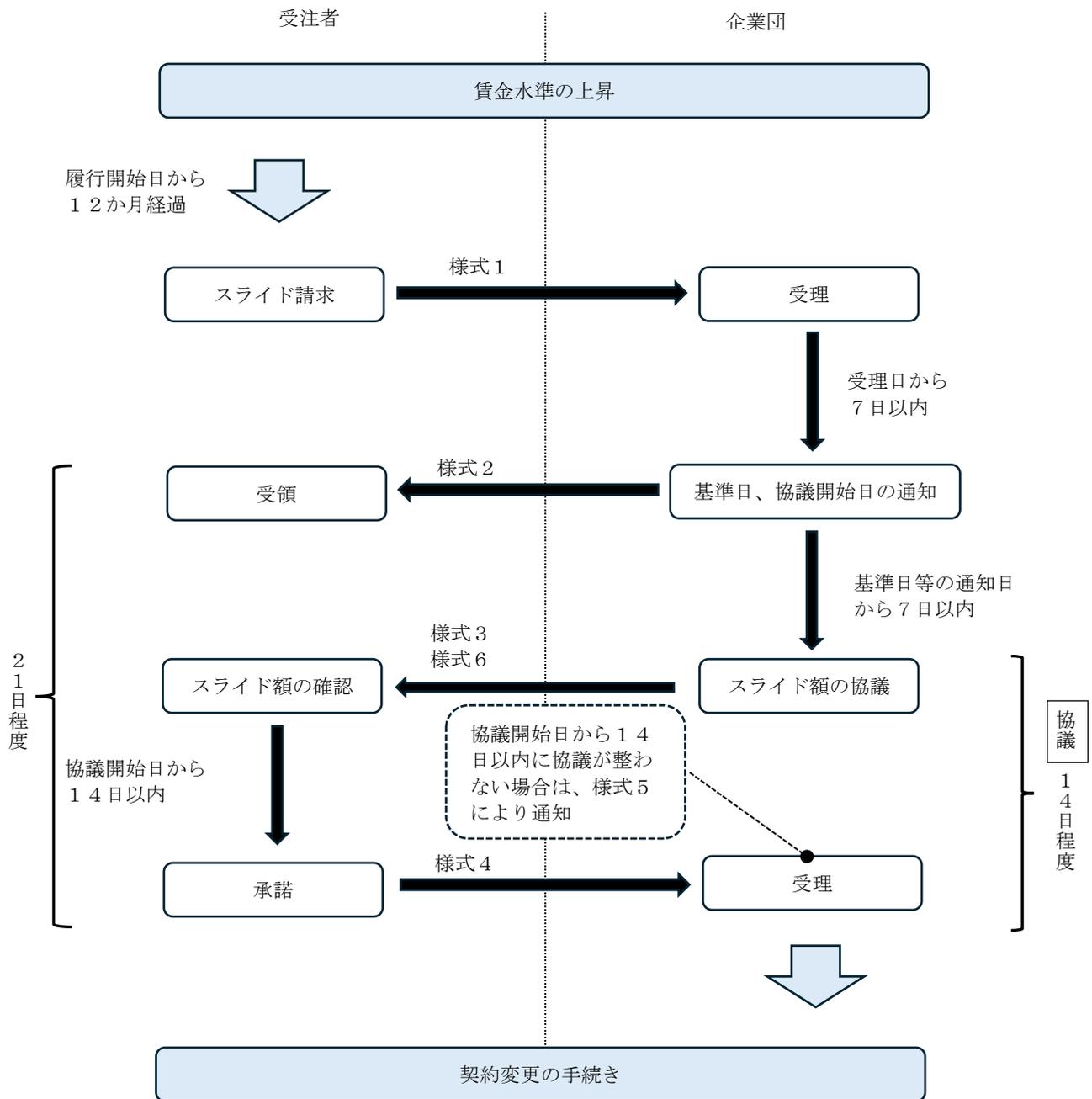
令和8年4月以降の入札から適用する。スライド額の変更が発生するのは、令和9年4月以降である。

## 10 入札公告資料

公告資料等に「入札にあたっての注意事項（別紙1）」及び「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（別紙2）」が添付されていること。この2つの資料がない公告案件は対象外とする。

令和8年度に契約した複数年契約の業務委託（施設の運転・維持管理業務、施設の清掃、正門管理）は、受注者からの要望があった場合に限り対象とする。

## 11 事務処理のフロー図（受注者から請求する場合）



## 入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金の変更）」を適用する契約です。

変更金額の算出方法等は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項の適用に係る手引き」に定めるとおりです。

変更契約にあたっては、企業団と受注者で変更金額等について協議を行います。協議の請求書は、履行開始日から12か月経過後（2回目以降は前回スライドから12か月経過後）に提出してください。

## 賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

第1条 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内においてインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適當となったときは、企業団又は受注者は、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項に基づき、契約金額の変更を請求することができる。

第2条 企業団又は受注者は、履行期間内で履行期間開始から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

第3条 企業団又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残委託金額（契約金額から当該請求時の出来形部分に相当する委託金額を控除した額をいう。以下この条において同じ）と変動後残委託金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託金額に相当する額をいう。）との差額のうち、変動前契約金額の1.5%を超える場合につき、契約金額の変更に応じなければならない。

第4条 変動前残委託金額及び変動後残委託金額は、請求のあった日を基準とし、企業団と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、企業団が定め、受注者へ通知する。

第5条 協議開始の日については、企業団が受注者の意見を聴いて、受注者に通知する。

第6条 その他、必要な事項については、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項の適用に係る手引き」に定めるものとする。

(様式1)

年 月 日

神奈川県内広域水道企業団  
企業長 殿

受注者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 印

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項による契約金額の変更に  
ついて (請求)

令和 年 月 日付けで契約締結した〇〇〇〇〇業務委託については、賃金等の変動  
により、特約条項の規定に基づき契約金額の変更を請求します。

記

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 1 契 約 金 額   | ¥                        |
| 2 履 行 期 間   | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで |
| 3 希 望 基 準 日 | 令和 年 月 日                 |

(様式2)

年 月 日

受注者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 殿

神奈川県内広域水道企業団  
企業長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項による協議の開始日について（通知）

令和 年 月 日付け請求のあった標記について、賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項の規定に基づき、スライド額の協議開始日を通知します。

記

1 委 託 名

2 協 議 開 始 日 令和 年 月 日

(様式3)

年 月 日

受注者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 殿

神奈川県内広域水道企業団  
企業長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項の規定による契約金額の変更  
について（協議）

令和 年 月 日付け請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約  
条項による契約金額の変更について」について、下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名押印のうえ返送願います。

記

- 1 委 託 名
- 2 変動前残業務委託代金額 円  
(うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 変動後残業務委託代金額 円  
(うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 スライド変更金額 円  
(うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 回 答 期 日 令和 年 月 日

(様式4)

年 月 日

神奈川県内広域水道企業団  
企業長 殿

受注者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 印

### 承 諾 書

令和 年 月 日付けで協議のありました「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項の規定による契約金額の変更について（協議）」によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

### 記

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 委 託 名                 |    |
| 2 変動前残業務委託代金額           | 円  |
| (うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額) | 円) |
| 3 変動後残業務委託代金額           | 円  |
| (うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額) | 円) |
| 4 スライド変更金額              | 円  |
| (うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額) | 円) |

(様式5)

年 月 日

受注者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 殿

神奈川県内広域水道企業団  
企業長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項の規定による契約金額の変更  
について (通知)

令和 年 月 日付け請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約  
条項の規定によるスライド額について (協議)」によりスライド額の協議をしましたが、令和  
年 月 日の回答期日までに承諾を頂けませんでした。

つきましては、スライド賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項の規定により、  
スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

記

- 1 委 託 名
- 2 スライド変更金額 円  
(うち、取引に係わる消費税及び地方消費税の額 円)

(様式6)

年 月 日

受注者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 殿

神奈川県内広域水道企業団  
企業長

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項の規定による契約金額の変更  
について（協議）

令和 年 月 日付け請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約  
条項による契約金額の変更について」について、下記のとおり協議します。

記

- 1 委 託 名
- 2 スライド変更適否 スライドの適用が認められない
- 3 理 由 スライド額が対象工事費の1.5%を超えないため